

## 仕様書

(掲載基準)

1. 掲載する広告物は、特に指定がない限り以下の基準によるものとする。

掲載媒体	市報なかつ	ホームページ
掲載場所	各号8ページ・4色刷り(フルカラー)・誌面4分割の最下段で対応	トップページの下部5列3段 ( <a href="https://www.city-nakatsu.jp">https://www.city-nakatsu.jp</a> )
サイズ	1枠 横 175mm×縦 65mm	1枠 横 160ピクセル×縦 50ピクセル
形式	印字広告	バナー広告
画像形式	PDF	GIF(アニメ不可)・JPEG
容量	175mm×65mmの枠内	10キロバイト以内
原稿渡し	中津市の指定する広告代理店から中津市総務部秘書広報課へ原稿渡しとする。 「データは、Eメールもしくは電磁記録媒体による提出とし、その提出期日は別添のとおりとする。ただし、市報なかつ印刷業務の都合上、提出期日を変更する場合は、中津市総務部秘書広報課より通知する。」	中津市の指定する広告代理店から中津市総務部秘書広報課へ原稿渡しとする。 「バナーファイル提出は原則Eメールとし、電磁記録媒体による提出も可。なお、データ提出は前月25日までとし、翌月掲載とする。」
広告作成	広告主負担	広告主負担
媒体への掲載者	中津市総務部秘書広報課が行う。	中津市総務部秘書広報課が行う。 ※掲載日が休日の場合は前平日
広告部数	原則年間12回発行 毎号市報印刷部数 約36,000部 36,000部×12回=432,000部	表示回数 月平均27,850件 ※参考値であり、毎月の件数を保証するものではない。
広告料	原則1枠月額20,000円以上とし、全ページ広告代理店との契約とする。 広告料は、市の指示および指定する納付書で納付するものとする。 ・前期(5月号～10月分)9月末納期 ・後期(11月号～4月分)3月末納期 納付された広告料は返還しない。ただし、広告代理店の責めに帰さない理由により広告掲載できないときは、この限りでない。	原則1枠月額10,000円以上とし、全枠広告代理店との契約とする。 広告料は市の指示および指定する納付書で納付するものとする。 ・前期(4月～9月分)9月末納期 ・後期(10月～3月分)3月末納期 納付された広告料は返還しない。ただし、広告代理店の責めに帰さない理由により広告掲載できないときは、この限りでない。

掲載期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告掲載号は4月から翌年3月までの間に発行する毎号とする。</li> <li>・原則毎号1回とし、継続も可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月1日から翌年3月31日とする。</li> <li>・原則1申請者1枠とする。</li> </ul> <p>トップページ</p> <table border="1" data-bbox="890 383 1437 533"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> </tr> </table> <p>(申請者による枠の位置指定は出来ない。5列3段の1からの申込順とし、それ以後の新規契約者は順次空白の枠とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載は月単位(毎月1日から末日まで)とし、継続も可。</li> </ul>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	2	3	4	5													
6	7	8	9	10													
11	12	13	14	15													

(掲載できない広告)

2. ホームページ広告物の画像及びリンク先のページの内容が、中津市広告料収入事業実施要綱第3条第1項の各号および同要綱第9条第1項の各号に抵触するもの。

(禁止表現)

3. 次の表現を含むホームページ広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるため、掲載しない。

- (1)「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン
- (2)アラートマーク(警戒・警報・待機状態と思われるもの)
- (3)ラジオボタン
- (4)テキストボタン(テキスト入力が可能に見えるもの)
- (5)プルダウンメニュー(下部に選択肢があるように見えるもの)

(中津市掲載情報との区別)

4. 次の表現を含む広告物は、閲覧者が市の掲載情報の一部であるかのように混同する恐れがあるため、掲載しない。

- (1)ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2)「消費生活相談」「育児指導」「高齢者の生活ガイド」など、市政を連想させる表現を用いるなど、市報およびホームページ閲覧者が中津市の事業と誤解しやすいもの。

(色調)

5. 市報およびホームページの全体の調和を損なわないようにするため、次の基準を定める。

- (1)文字色と背景色のコントラストを考慮すると共に、背景に画像、写真、模様等を使用するときは

文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(2) 金銀色、蛍光色、ウェブセーフカラーは使用不可とし、原色を使用する場合は彩度、明度、光度を概ね 60 以下に抑えるなど、目立つことを重視するあまり極端な色づかいとならないこと。

(解像度)

6. 広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(その他)

7. この基準に定めのない事項については、必要に応じて協議し定めるものとする。